10　いじめ防止基本方針

いじめの定義　【新潟県いじめ防止基本方針より抜粋】

（１）いじめの定義
いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第２条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。 この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

（２）いじめ類似行為の定義
「いじめ類似行為」とは、県条例第２条２項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

いじめ防止に向けた基本方針

（１）教育活動全体を通じて、誰もが安心安全な学校生活を送ることができるような集団づくり・学校づくりを目指す。
（２）教育活動全体を通じて、互いを尊重する態度や人権感覚を養う。
（３）いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
（４）いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
（５）相談窓口の周知、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

いじめ対策委員会

教頭、校長、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学部主事、該当職員

（１）いじめの未然防止の体制整備及び取組
（２）いじめの状況把握及び分析
（３）被害児童生徒に対する相談及び支援
（４）被害児童生徒の保護者に対する相談及び支援
（５）加害児童生徒に対する指導
（６）加害児童生徒の保護者に対する助言
（７）専門的な知識を有する関係者等との連携
（８）教職員研修の実施
（９）スクールカウンセラーの活用
（10）その他いじめ防止に関わること
※必要に応じて開催をする。

家庭との連携

（１）子どものがんばりを認め、自己有用感を高める関わり方、規範意識を高める関わり方等、保護者としての子どもとの関わり方を啓発する。
（２）保護者として子育てへの積極的参加を啓発する。
（３）ネットモラル等の啓発と協力をお願いする。

地域との連携

（１）学校行事等のアピールや、作業学習や各授業において地域の人材や施設の活用を推進することで、当校児童生徒への関心をもっていただく。
（２）児童生徒から地域の方々への積極的な挨拶を推進するとともに、地域の方からの生徒への挨拶や声掛けをお願いする。

警察との連携

警察との日常的な情報の共有・相談体制を構築する。

発達支持的生徒指導

児童生徒が自発的･主体的に自らを発達させていくことを尊重する。

（１）個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかける。
（２）教職員の児童生徒への挨拶､声かけ、励まし、称賛、対話、授業、行事等を通した個と集団への働きかけを行う。

課題未然防止教育

いじめ等の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施する。

（１）いじめの未然防止をねらいとした授業を実施する。
（２）いじめを許さない、見逃さないことを児童生徒が理解できるように工夫して伝える。
（３）情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめ防止に努める。

いじめの早期発見

学校・家庭・関係機関が連携し、実態把握に努める。

（１）児童生徒の声に耳を傾ける。（定期的なアンケート調査・教育相談。全職員による生徒との積極的な会話による情報収集)
（２）児童生徒の行動を見守る。
（３）保護者と情報を共有する。(連絡帳・学年だより･引継ぎ・個別面談・家庭訪問・保護者会等)
（４）教職員の研修と児童生徒の情報交換の場を設定する。

いじめの対応

詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。

（１）いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、マニュアルに従い組織的に対応する。
（２）被害児童生徒と保護者の立場に立ち、事案の全体像と事実確認を行う。
（３）被害児童生徒に対して、安全の確保と心のケアに努める。
（４）加害児童生徒に対して、その行為について指導をする。
（５）法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
（６）いじめの解消は、その行為が少なくとも３ヶ月ない状態と被害児童生徒が苦痛を感じていない事を本人及び保護者に確認する。
（７）いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

教育委員会や専門機関の活用･連携

（１）いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
（２）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署と連携して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

保護者への連絡と支援･助言

（１）被害児童生徒の保護者に対しては、事実に基づき説明し、今後の方針について理解を得る。
（２）加害児童生徒の保護者に対しては、事実の詳細と今後の指導方針について理解を得るとともに、被害児童生徒への謝罪を促す。

懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定と校長の判断に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

取組の評価･検証

いじめ防止基本方針、具体的な取組、定期的なアンケート等が確実に行われているか、いじめ対策委員会で点検と評価を行う。